

鳥取県東部小学校教育研究会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県東部小学校教育研究会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県東部小学校教育研究会（以下「研究会」という。）が行う事業に対し補助金を交付することにより、教職員の資質・能力の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、研究会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、研究会が実施する次に掲げる事業の実施に要する経費のうち、報償費、旅費、会議費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料とする。

- (1) 教職員の指導力・実践力の向上
- (2) 教科に関する調査研究
- (3) 領域及び専門職に関する調査研究

(補助金の算定)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じた額と、1,000,000円に交付の申請日の属する年度の前年度の研究会会員数に対する本市の会員数の割合を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が定める場合とし、同項の着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第10条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。)である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助対象経費から減額して報告すること。
- (3) 本補助金の交付を受ける者が、実績報告書を提出した後に、申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第1号により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第 第 号で交付決定のあった鳥取県東部小学校教育研究会補助金について、鳥取県東部小学校教育研究会補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）
 - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ その他（ ）
- 6 添付資料
 - (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
 - (4) 特定収入割合がわかる書類